

キッドワールドセカンドこども園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人藤本愛育会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 キッドワールドセカンドこども園
- (2) 所在地 大分市大字片島字長三郎3005番地の3

(施設の目的及び運営方針)

第2条 キッドワールドセカンドこども園(以下当園という。)は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけでなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。
- 4 当園は、「大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年大分市条例第23号)」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1号の子ども(満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号認定子ども」という。) 15人
- (2) 法第19条第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。) 36人

- (3) 法第19条第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 18人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。
- (2) 延長保育
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する延長保育を提供する。
- (3) 食事の提供
- (4) 一時預かり保育事業(一般型・幼稚園型)
- (5) 特別支援教育・保育事業
- (6) 子育て家庭に対する支援
- (7) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合園長 1名(嘱託兼務)
総合園長は、園長及び職員を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、施設経営を全体的に把握し、園長及び職員を指導する。
- (2) 園長 1名(常勤専従)
園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (3) 副園長 1名(常勤専従)置くことができる
副園長は、園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
- (4) 教頭 1名(常勤専従)置くことができる

園長及び副園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(5) 主幹保育教諭 1名(常勤専従)

園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(6) 指導保育教諭 1名(常勤専従)置くことができる

園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(7) 保育教諭 10名以上(常勤換算後)

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(8) 養護教諭 1名(常勤専従)置くことができる

専門的立場からすべての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養、心身の健康等に関する問題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う。

(9) 保健師 1名(常勤専従)置くことができる

専門的立場からすべての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養、心身の健康等に関する問題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う

(10) 看護師 1名(常勤専従)置くことができる

専門的立場からすべての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養、心身の健康等に関する問題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う

(11) 栄養教諭 1名以上(常勤専従)置くことができる

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(12) 栄養士 1名以上(常勤専従)置くことができる

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(13) 調理員 1名以上(常勤換算後)置くことができる

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(14) 子育て支援員 1名(常勤換算後)以上置くことができる。

(学年及び学期)

第6条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。ただし、1号認定の園児

にかかる学年は3年とする。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育の提供を行う日)

第7条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日を除く。

2 一時預かり保育事業において、保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(教育時間)

第8条 満3歳以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、8時30分から13時30分までの範囲内で、5時間とする。

(教育・保育を提供する時間)

第9条 保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで及び16時から18時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を行った市町村が定める利用者負担金(保育料)を当園に支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前二項の支払を受けるほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用申込があった1号認定子どもの数及び現に当園を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第3条第1号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第3条第2号及び第3号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (3) 当園の現員からは利用申込に応じきれない場合
- (4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、別表3に掲げる次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- (2) 以下のように判断できる場合は、前号の次に優先して入園させる。
 - ひとり親家庭
 - 養育者が十分に子どもを教育・保育できる環境でない場合(育児ノイローゼや虐待の恐れがある等)
- (3) その他のものは、抽選により入園児童の選考を行う。

3 当園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(転園、退園または休園)

第12条 転園、退園または休園をしようとする子どもの保護者は、所定の様式にその理由と時期を記して園長に届け出すものとする。

(利用の終了に関する事項)

第13条 当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき

- (2) 法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
 - (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園の教育課程を修了した者は、修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

- 第14条 当園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、大分市、支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第16条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(保護者に対する子育ての支援)

- 第17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な合理的配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(記録の整備)

- 第18条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年

間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
 - (3) 大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大分市条例第22号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 幼保連携型認定こども園園児指導要録については、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存するものとする。
 - 3 学籍に関する記録については、20年間保存するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年10月1日から変更、施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から変更、施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から変更、施行する。
- 5 この規程は、令和5年4月1日から変更、施行する。
- 6 この規程は、令和6年4月1日から変更、施行する。
- 7 この規程は、令和7年4月1日から変更、施行する。
- 8 この規程は、令和8年4月1日から変更、施行する。

【別表】

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分、実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教育に係る費用	カラー帽子、体操服(3～5歳児)、 クレパス、のり、はさみ、 鍵盤ハーモニカ吹き口、どうぐ箱、 絵の具	実費

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 1号認定子どもに係る延長(一時預かり)保育利用者負担金

項目	日額
7時00分から 8時30分	100円
(土曜日のみ) 8時30分から 13時30分	300円
13時30分から16時00分	300円
16時00分から18時00分	100円
18時を超過した場合	500円

(2) 2号、3号認定子どもに係る延長保育利用者負担金

(ア) 保育標準時間認定に係る延長保育料

項目	日額
18時00分から18時30分	200円
18時30分から19時00分	100円
19時を超過した場合	500円

(イ) 保育短時間認定に係る延長保育料

項目	日額
7時00分から 8時00分	100円
16時00分から18時00分	100円
18時を超過した場合	200円
18時30分を超過した場合	100円

(3) 給食費

1号認定こども (主食費+副食費)		一月あたり	3,800
		欠席期間が10日以上15日未満の場合	1,800
		欠席期間が15日以上の場合	1,000
2号認定こども (3~5歳児)	主食費	一月あたり	1,500
		欠席期間が10日以上15日未満の場合	1,000
		欠席期間が15日以上の場合	500
	副食費	一月あたり	4,900
		欠席期間が10日以上15日未満の場合	3,000
		欠席期間が15日以上の場合	1,500

※ 給食費の減算

- ① 里帰り出産などで10日以上連続して長期欠席する場合は、給食費を減算。ただし、長期欠席する前日までに所定の様式の欠席届を提出。
- ② 緊急入院等で長期欠席する場合は、ひとまず電話連絡し、後日欠席届を提出。

3 利用定員を超えて申し込みがあった場合の選考基準

優先順位	選考基準
1	兄弟姉妹が当園に入園している
2	家庭環境によるもの ※ひとり親家庭 ※養育者の疾病（育児ノイローゼ等） ※虐待の疑い
3	当園の一時預かり保育事業を、入園を希望する年度の前の年度に10日以上利用した実績があるもの

※その他のものは、抽選による。

(抽選方法・・・園長、教頭、利用希望対象者立会いのもと、くじ引きを行う)